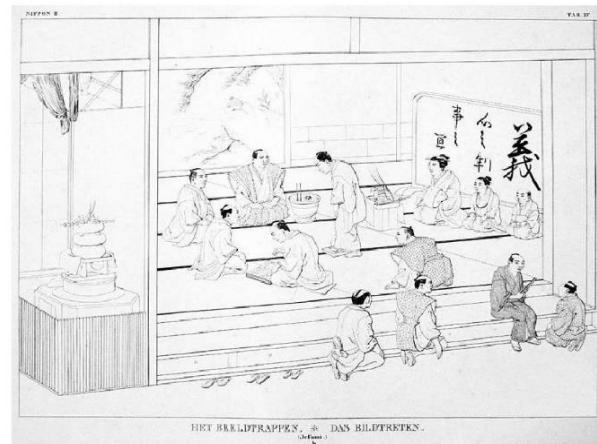


42 キリストン弾圧略年表

年	事績および関連事項
豊臣秀吉政権期 天正一五年（一五八七）	バテレン追放令（キリスト教宣教師に二十日以内の国外退去を命ずる）。
徳川家康・秀忠政権期 慶長一七年（一六二二）	スペイン船サン・フエリペ号事件（キリスト教徒二十六人を捕えて、長崎で処刑）。
同一年（一六一三）	京都所司代にキリスト教禁止・南禅寺の破却を命ずる。幕府直轄領に禁教令。
同一年（一六一四）	全国に禁教令。
元和八年（一六二二）	キリスト教徒五十五人を長崎で処刑（元和の大殉教）。
寛永四年（一六二七）	長崎奉行、キリスト教徒三百四十人を処刑。
同一年（一六二九）	長崎で絵踏（踏絵）が始まる。
同一年（一六三〇）	キリスト教関係書物の輸入を禁止。
同一年（一六三五）	寺請制度が始まる。
同一年（一六三七）	島原の乱（翌年平定）
同一年（一六四〇）	幕府に宗門改役を設置。宗門人別帳の作成。
同一年（一六四三）	諸藩に宗門改役を設置。



シーボルト『日本』に収録された踏み絵を踏む様子

※詳説日本史図録（山川出版社）P152

1 「鎖国」への歩み より抜粋して作成